

平成22年度一般会計当初予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

景観まちづくり課（内線：7387）→事業実施：住宅政策課

4 目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
バリアフリー環境整備促進事業	58,240	44,382	13,858	12,489			45,751	
トータルコスト	60,660千円（前年度 50,182千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	周知説明、補助金事務、国との調整							
工程表の政策目標(指標)	バリアフリー基準への適合率の向上：民間建築物（90%）							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>誰もが自らの意志で移動ができ、安全かつ快適なまちづくりを促進するため、民間建築物のバリアフリー化に係る費用の助成、既存建築物に対するバリアフリー化の普及促進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 福祉のまちづくり推進事業補助金</p> <p>物品販売店、旅館、ホテル、飲食店、理・美容所、その他多数が利用する施設のバリアフリー化の整備に対して助成する。</p> <p>①補助対象者 民間の特定建築物の建築主</p> <p>②補助対象建築物 不特定多数の者が利用する特定建築物 （物品販売店、旅館・ホテル、飲食店、理美容所等）</p> <p>③補助項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○トイレの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす対応トイレ、オストメイト対応設備及び当該トイレに至るまでの経路整備に係る経費</li> </ul> </li> <li>○エレベーターの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全体を基準に基づいて整備する場合におけるエレベーター設置に必要な経費</li> </ul> </li> <li>○玄関の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存建物の玄関の自動扉化、敷地内通路音声誘導装置の整備</li> <li>・新築建物の玄関に音声誘導装置を整備するのに必要な経費</li> </ul> </li> </ul> <p>○補助率 1 / 2</p> <p>(2) バリアフリー環境整備促進事業補助金</p> <p>高齢者等の快適かつ安心な移動を確保するための施設等の整備、高齢者当の利用に配慮した建築物の整備に対して助成する。</p> <p>①補助対象者 民間の認定建築物の建築主</p> <p>②補助対象建築物 社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設、集会施設</p> <p>③補助項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外の移動システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす用駐車施設、敷地内通路など</li> </ul> </li> <li>○屋内の移動システム <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口自動扉など</li> </ul> </li> <li>○移動システムと一体的に整備される空間 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす用便所等</li> </ul> </li> </ul> <p>④補助率 2 / 3（国 1 / 3、県 1 / 3）</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>「鳥取県福祉のまちづくり条例」の改正（平成20年10月1日施行）により、一定規模用途の建築物については、新築・増改築時に基準への適合が義務となり、適合率が大幅アップした。</p> <p>民間建築物の新築・増改築時の適合率</p> <p>平成19年度 33% → 平成20年度 60%（目標値平成30年度 90%）</p> <p>適合義務となる基準面積未滿の建築物や既存建築物について、普及啓発を図ることと補助制度の活用により、更にバリアフリー化を誘導する。</p> <p>また、福祉のまちづくり推進事業補助金の要件を見直し、オストメイト対応設備を別立て項目としたこと及び音声誘導装置の追加を行った。</p>								